

◆貯金の一部払戻または解約をする場合

区分については、いずれかを記入してください。

提出期限(土・日、祝祭日の場合その前日) 及び送金日(土・日、祝祭日の場合その翌日)

【一部払戻】

- ・ 共済組合へ15日までに提出 ⇒ 翌月1日送金
- ・ 共済組合へ 末日までに提出 ⇒ 翌月16日送金

【解約】

- ・ 共済組合へ15日までに提出 ⇒ 翌月1日送金

※期限までに原本が届くようにご提出ください。

期限後は、原則、次回の一部払戻・解約の手続きとなります。

(注) 届出印の紛失や不明の場合は、「共済貯金加入申込書兼変更届書(様式第1号)」により、併せて届出印の変更を行ってください。

印鑑が異なる場合は、請求書を受付けることができませんので、充分ご注意ください。

共 済 貯 金 払 戻 請 求 書

本人が自署してください。
フリガナや番号も必ず記載
してください。

令和 〇〇 年 6 月 6 日

鹿児島県市町村職員共済会理事長 属

申込時または変更届で共済貯金へ
届出ている印鑑を押印ください。(注)

下記のとおり私の共済貯金に払戻しを請求します。

所 属 所	〇〇〇 市	届出印鑑
フリガナ	キョウサイ 〇〇	
氏 名	共 済 〇〇	
所属所番号－組合員番号	〇〇〇 － 〇〇	

(注) 申込書に使用した印鑑を押印してください。

【一部払戻の場合】

一部払戻に○をして、払戻金額を記入ください。
※必ず、頭部に¥マークをつけてください。

該○で
当
す
ん
で
く
だ
さ
い

区 分									
☒ 一 部 払 戻			¥	8	0	0	0	0	円
☒ 解 約	(金 額 記 入 不 要)						5	月分まで払込済	

【解約の場合】

解約に○をし、最終の積立月を記入ください。
※解約月の前月は積立できません。

3 解約・払戻金は共済組合登録の 給付金等振込口座 への振込となります。